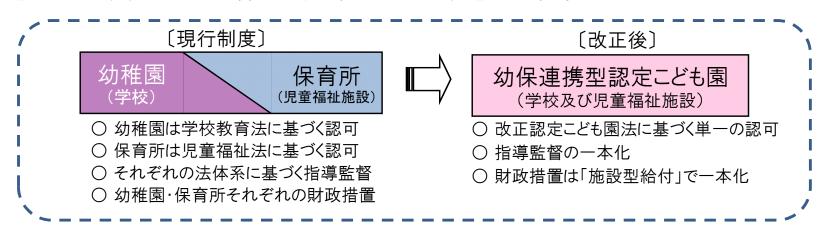
## 認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

- 1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭
  - 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一 の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の 免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務している。

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、 施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、 「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

## 2. 免許・資格の併有促進と検討会の設置

- <u>経過措置期間中</u>に、保育所または幼稚園における<u>勤務経験を評価</u>することにより、<u>もう一方の</u> <u>免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例</u>を設け、免許・資格の併有を促進する。
  - ① 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減
  - ② 幼稚園教員としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減
- 文部科学省、厚生労働省のそれぞれの有識者会議において、専門的な見地から検討。
  - ・ 文部科学省:「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会 議」(無藤隆主査)
  - · 厚生労働省: <u>「保育士養成課程等検討会」(汐見 稔幸座長)</u>